

「特殊法人等の廃止又は民営化に関する調査」に対する回答

平成13年9月3日

農 林 水 産 省

はじめに

1 回答に際しての基本的考え方

農林水産省としては、「特殊法人等改革については、積極的に推進する」との農林水産大臣の基本的な考え方の下、所管16法人について、「ゼロベースからの見直し」を実施しているところである。

この結果、今回の調査に対しては、一部事業の廃止も含め事業の徹底的な見直しを行いつつ、16法人中1法人を廃止、4法人を民営化することとともに、今回の調査のように組織形態の見直しを廃止又は民営化に限定した場合、収益性、公共性等の観点から困難な法人についても、可能な限り、特殊法人等以外の組織形態への移行を検討することとしたところである。

2 回答の概要

(1) 廃止するもの 1

- ・ 農林漁業団体職員共済組合

(2) 民営化するもの 4

- ・ 全国農業会議所
- ・ 全国農業協同組合中央会
- ・ 全国漁業共済組合連合会
- ・ 漁船保険中央会

(3) 以上に加え、

その他の11法人すべてについて、事業の徹底的な見直し（一部事業の廃止を含む。）を行うこととする。

組織形態の見直しについては、廃止又は民営化に限定した場合、収益性、公共性等の観点から困難であるが、

ア 次の3法人については、特殊法人等以外の組織形態を検討することとする。

- ・ 緑資源公団
- ・ 生物系特定産業技術研究推進機構
- ・ 海洋水産資源開発センター

イ また、

- ・ 地方競馬全国協会については、地方競馬の在り方の検討の中で、
- ・ 野菜供給安定基金については、国内野菜生産の構造改革の検討の中で、それぞれの検討と併せ、特殊法人等以外の組織形態を検討することとする。

各法人ごとの回答

別添のとおり

廃止の可否	農林漁業団体職員共済組合制度は厚生年金保険制度と統合し、農林漁業団体職員共済組合は廃止するものとする。 なお、廃止までの経過措置として、統合前の農林漁業団体職員共済組合の組合員期間に係る職域年金部分に限り、暫定的に、事業を実施するものとする。
民営化の可否	

<p>廃止の可否</p>	<p>全国農業会議所は、市町村、都道府県段階でそれぞれ農地法に基づく法令業務等を実施している農業委員会及び都道府県農業会議を全国レベルで指導調整する機関であるとともに、幅広い農業者の意見を全国的に代表する組織であり、農地行政や農業構造改革施策をはじめとする農政遂行上、不可欠な役割を担っている。</p> <p>特に、担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消等農業者の直接的な権利・利害に及ぶ構造施策の推進に当たっては、国が直接的に調整、介入するよりも、農業者の代表組織である全国農業会議所の下にある農業委員会系統組織を活用し、農業者間の自主的な調整を促進することが施策の円滑な遂行上妥当であり、実際、全国農業会議所は、今回の農業者年金基金法の改正、農業生産法人制度の見直しとこれらの円滑な施行において重要な役割を担っている。</p> <p>以上のことから、事業を純粹に廃止することは困難である。</p> <p>なお、全国農業会議所は、幅広い農業者の意見を全国的に代表する組織であり、国への移管を含め事業を他の運営主体に移管することは困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>全国農業会議所については、国又はこれに準ずるものからの出資は制度上も実態上もなく、役員を選任についても自主的に行われており、国の関与は一切ない。</p> <p>このため、全国農業会議所については、民間法人化での対応が可能と考えている。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>全国農業協同組合中央会は、自主的協同組織である全国の農業協同組合及び同連合会に対する指導を総合的に行う農協系統内指導団体として、農協系統自らが設立した法人であり、組合の健全な発達を図ることを目的に、</p> <ul style="list-style-type: none">組合の組織、事業及び経営の指導組合の監査組合に関する教育及び情報の提供組合の連絡及び組合に関する紛争の調停組合に関する調査及び研究組合に関する事項についての行政庁への建議 <p>の各種事業を、会員による賦課金で組織を運営し、実施してきているものである。</p> <p>今後、ますます複雑化・高度化する社会・経済情勢や農業情勢の変化に対応し、農家組合員に対して農協系統が最大限のメリットを発揮していけるよう農協改革を推進していくためには、農協系統団体が自ら設立し、これらの意思を反映しつつ事業を展開している全国農業協同組合中央会が強力に指導力を発揮していくことが求められているところであり、事業を純粹に廃止することは困難である。</p> <p>なお、全国農業協同組合中央会は、自主的な協同組織である農協系統自らが設立した組織であり、国への移管を含め事業を他の運営主体に移管することは困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>全国農業協同組合中央会については、国又はこれに準ずるものからの出資は制度上も実体上もなく、役員の選任についても自主的に行われており、国の関与は一切ない。</p> <p>このため、全国農業協同組合中央会については、民間法人化での対応が可能と考えている。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>漁業共済事業については、自然を相手とする漁業の特性に由来する保険リスクの高さ、全国各地に散在する漁業の実態等からみて、保険会社に委ねた場合には漁業災害に対する補償対策として十分な対応が図られないおそれがあることから、漁業再生産を確保し、経営安定を図るためには、今後とも、漁協系統組織が自助努力・相互扶助の精神を基調として組織する漁業共済団体によって実施する必要がある。</p> <p>全国漁業共済組合連合会（漁済連）の再共済事業については、各漁業共済組合の共済責任の全国的な危険分散により共済事業の安定を図るとともに、漁業共済組合の相互保険による組合の責任ある事業遂行、損害査定等の全国統一的な処理による事業の公平性の確保や迅速かつ円滑な実施等を確保するため、漁業共済組合の中央団体たる漁済連が行うことが必要不可欠であり、事業を純粹に廃止することは適当ではない。</p> <p>なお、全国漁業共済組合連合会は、漁協系統組織が自助努力・相互扶助の精神を基調として組織する漁業共済団体であり、国への移管を含め事業を他の運営主体に移管することは適当ではない。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>全国漁業共済組合連合会については、国又はこれに準ずるものからの出資は制度上も実態上もなく、役員を選任についても自主的に行われており国の関与はない。</p> <p>また、全国漁業共済組合連合会に係る経常的運営経費に対する補助については、平成14年度予算要求において見直しを行っているところである。</p> <p>このため、全国漁業共済組合連合会については、漁協系統組織が組織する漁業共済組合の連合会としての位置付け及び組合の相互保険として不可欠なその再共済事業に変更がないことを前提として、民間法人化での対応が可能と考えている。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>漁船保険事業については、漁船事故の特性に由来する保険リスクの高さ、全国各地に散在する漁船の実態等からみて、保険会社に委ねた場合には漁船事故に対する補償対象として十分な対応が図られないおそれがあることから、漁業の不可欠な生産資材である漁船について不慮の事故等による損害復旧を容易にするためには、今後とも、漁業者が自助努力・相互扶助の精神を基調として組織する漁船保険団体によって実施する必要がある。</p> <p>漁船保険中央会の再保険事業については、各漁船保険組合の保険責任の全国的な危険分散により漁船保険事業の安定的実施を図るとともに、漁船保険組合の相互保険による組合の責任ある事業遂行、損害査定等の全国統一的な処理を行うことによる事業の公平性の確保や迅速かつ円滑な実施等を確保するため、漁船保険組合の中央団体たる漁船保険中央会が行うことが必要不可欠であり、事業を純粹に廃止することは適当ではない。</p> <p>なお、漁船保険中央会は、漁業者が自助努力、相互扶助の精神を基調として組織する団体であり、国への移管を含め事業を他の運営主体に移管することは適当ではない。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>漁船保険中央会については、国又はこれに準ずるものからの出資は制度上も実態上もなく、役員を選任についても自主的に行われており国の関与はない。</p> <p>このため、漁船保険中央会については、漁業者が組織する漁船保険組合の中央会としての位置付け及び組合の相互保険として不可欠なその再保険事業に変更がないことを前提として、民間法人化での対応が可能と考えている。</p>

廃止の可否

緑資源公団の事業については、

(1) 行政改革推進事務局の指摘を踏まえ、次のとおり、一部事業の廃止を含め事業の徹底的な見直しを行う。

- 農用地総合整備事業は、2年以内に、所定の手続きが進められない事業は中止。
- N T T - A 融資事業は、廃止。
- 水源林造成事業は、重要流域内の水源林への重点化と針広混交林等の造成を推進し、造成コストの縮減により効率的に実施。
- 大規模林道事業は、幅員の縮小、事業の中止等徹底的な見直しを行い、必要な路線に限定してきており、今後さらに、早期完成による効果の十全な発揮を図るため新規着工を抑制し、重点的に投資。公団の技術を活用し、自然環境の保全に配慮した林道(エコ・リット-)として施工。
- 特定中山間保全整備事業は、緊急性を踏まえ、限度工期内の地区に限定して採択。地域のニーズに即応する弾力的な整備等効率的に事業を実施。
- 海外農業開発事業は、第三者委員会による外部評価の仕組みを導入し、結果を公表。

(2) 加えて、業務運営等について、次の改善措置を講じる。

- 財政投融資改革に対応し、財投機関債を発行。
- 入札監視委員会の適正な運用により、入札・契約手続きの一層の透明性を確保。
- 閣議決定等に即した情報公開、事業評価の適切な実施。

なお、緑資源公団の事業のうち、

- 水源林造成事業については、厳しい林業情勢の下、森林整備における公的関与の重要性が高まる中で、奥地水源地域において森林を造成し、国土保全、水源かん養等のナショナルミニマムを達成するものであること(本来、治山事業(全額公費負担)による森林整備が必要となる箇所について、林業生産活動(分収造林方式)を通じ投資を回収する効率的な仕組みで国土の骨格となる緑の基盤を整備)
- 大規模林道事業については、国土環境の骨格である広大な森林資源(750万ha: 全国森林面積の3割)を有するが、過疎化等の厳しい条件下にある全国7圏域で林道網の基幹となる林道を整備するもので、緑基盤を整備し、自然と共生する環境を創造するものであること(林道がなければ森林に到達できず、森林の健全な育成に不可欠な日常の森林巡視や間伐など必要な山づくりに支障)
- 特定中山間保全整備事業については、条件の不利な河川上流の中山間地域において、森林と農地の一体的な整備を広域的に行い、農林業の振興による地域の維持と森林・農地の公益的機能の発揮を図るものであること

等いずれも極めて高い公共性を有している。これらの事業を廃止した場合には、奥地水源林の無立木地等の放置、CO₂の吸収固定による温暖化防止への悪影響、森林整備・管理の効率化の遅れ、耕作放棄地の増加等により森林・農地の公益的機能の発揮が阻害されるなど、国民生活に多大な支障を及ぼすこととなることから、事業を純粋に廃止することは困難である。

また、

- 海外農業開発事業については、長年にわたって蓄積された国内現場での技術を海外の現場に適用し、民間で対応できない効果の高い技術協力を実施し、国際協力の推進に貢献する必要があることから、事業を純粋に廃止することは困難である。

<p>廃止の可否</p>	<p>また、これらの事業の他の運営主体への移管については、 地方公共団体への移管は、 ア 水源林造成事業は、国土保全、水源かん養というナショナルミニマムの達成の視点からの実施が求められるとともに、その受益が河川の上流から都市を中心とする下流まで広範囲に及ぶため、広域的な視点からの調整が必要なこと イ 大規模林道事業は、路線計画が複数県にまたがり、広域的な視点からの調整が必要であり、また、事業規模、投資額が大きく、環境アセスメント、環境保全工法等の高度かつ特殊な技術が必要であること ウ 地方公共団体においては、特定中山間保全整備事業のような広域・大規模な事業を短期間に集中して実施する体制が整備されていないことから困難である。 民間への移管は、以上のような公共性の高い、非営利の事業を実施しているため、困難である。 国（直轄）への移管は、私有林における森林整備、林道建設を行う直轄組織がないので、新たな組織・人員を国に措置する必要があり、行政組織の肥大化を招くことから困難である。 海外農業開発事業のみを分離して他の団体に移管した場合、国内での技術・ノウハウを生きた技術として継続的に蓄積し適時適切に海外に適用することが困難であり、国際協力全体の効率的な実施に大きく逆行することとなることから困難である。特に国への移管については、行政組織の肥大化を招くことから困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、緑資源公団については、政策的必要性の下、公共性の高い、非営利の事業を実施しており、事業に求められる公平性、中立性、効率性、合理性の確保と事業の適切な実施の観点から、各事業について以下の問題があり、民営化は困難である。 水源林造成事業は、森林所有者自らの森林造成が困難な奥地水源地域で実施するもので、収益性が低いこと、大規模林道や農用地整備等のインフラ施設は、完成後地元に移管するため、施設の管理業務を持たず、このため、恒常的に収益を上げる仕組みでないことから、いずれも営利を期待できず、また、その実施に当たっては、行政的判断を要するものである。 また、海外農業開発事業は、国内現場の技術を海外に適用するもので、この事業だけを切り離して民営化することは困難である。 ただし、 土地の収用や賦課金・負担金の徴収等事業の円滑かつ確実な実施に必要な法的な権能が引き続き付与される等の仕組みの確保 国からの出資、補助等の財政上、税制上必要な手当の確保を含め、引き続き国が相当の責任を有する仕組みの確保のような条件が満たされることを前提に、特殊法人以外の組織形態を検討する。</p>

廃止の可否

生物系特定産業技術研究推進機構については、次のとおり、行政改革推進事務局の指摘を踏まえ、一部事業の廃止の検討を含め事業の徹底的な見直しを行う。

民間研究促進業務の出資事業について、研究開発会社での成果の事業化の指導強化等により収益性を確保

民間研究促進業務の出資事業について、技術会議政策評価専門委員会において制度評価を早急に行い、今秋をメドに抜本的な見直し方針を決定

民間研究促進業務の融資事業について、当面事業規模を縮小し、今後廃止を含めてそのあり方を検討

農業機械化促進業務のうち研究開発については、費用対効果分析を実施の上、効果的、重点的に研究開発を実施

農業機械化促進業務のうち検査検定については、メーカー、ユーザーの要望を聞きつつ一層の効率化

なお、このように事業の徹底的な見直しを行った上で当機構の事業の廃止の可否について検討すれば次のとおりである。

(1) 民間研究促進業務・基礎的研究業務

民間研究促進業務・基礎的研究業務については、食料の多くを海外に依存し、また、高齢化が急速に進む我が国にとって、「食料自給率の向上や健康で豊かな食生活の確保」は、21世紀におけるきわめて重要な課題であり、その解決を図るためには、分野横断的な研究だけでなく、社会のニーズに対する目的意識を持ち、この分野に専門的・集中的に取り組む農林水産研究開発が不可欠。また、限られた研究資源・財政事情の下でその推進を図るためには、独立行政法人等において、特定の専門分野について自ら研究を推進するのみでなく、

生産現場や消費者のニーズに精通した民間に資金を供給することにより、研究を推進

時々のニーズに応じた研究課題に対し、産学官をコーディネートし研究を推進

することにより、各研究機関の力を合わせて研究に取り組むことが必要であり、事業を純粋に廃止することは困難である。

(現在機構が実施している民間研究促進業務はこのうち を、基礎的研究業務はこのうち を、それぞれ担うもの。)

また、他の運営主体へ事業を移管することについては、

機構の行う研究開発は、「食料自給率の向上や健康で豊かな食生活の確保」など、国民生活に密着し、農政上重要な課題に取り組むものであり、高度な専門的知見を生かしつつ、国の農林水産行政と一体となって実施していくことが必要とされるものであることから、地方公共団体又は民間への移管は困難である。

国への移管については、当該事業が課題の公募・審査など膨大な業務を必要とするものであることから、既存体制の合理的再編成のみで対応することは難しく、行政の肥大化を招くことから困難である。

(2) 農業機械化促進業務（研究開発・検査鑑定）

農業機械の研究開発については、生産コストの低減、大規模化等農政の諸課題に対応していく上で緊急の課題であることから、事業を純粋に廃止することは困難である。

なお、他の運営主体へ事業を移管することについては、

ア 機構の行う研究開発は、国の農政と一体となって実施していくことが必要とされるものであって、リスクが大きく長期間の基礎研究を要する先導的研究、安全性、耐久性等に関する研究、野菜、果樹等のマーケットサイズの小さい機械の研究開発等であり、地方公共団体又は民間への移管は困難である。

イ 国への移管については、組織の拡大、新たな機関の設立等が必要となり、行政の肥大化を招くことから困難である。

<p>廃止の可否</p>	<p>検査鑑定については、農業機械は足回りの悪い水田等において老若男女幅広い者が使用するものであり、毎年農業機械作業中の事故に関連して300人も死亡している現状を踏まえると、農作業安全に関する普及・啓発の推進と併せ、一定の安全性、性能等を兼ね備えた機械を供給するための公的検査が必要不可欠であり、事業を純粋に廃止することは困難である。</p> <p>また、他の運営主体へ事業を移管することについては、</p> <p>ア その実施に当たって、技術的な蓄積と特殊な機械・施設を必要とするが、他にこのような条件を満たす者は存在しないことから、地方公共団体又は民間への移管は困難である。</p> <p>イ 国への移管については、組織の拡大、新たな機関の設立等が必要となり、行政の肥大化を招くことから困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、生物系特定産業技術研究推進機構については、政策的必要性の下、公共性の高い、非営利・非収益の事業を実施しており、事業に求められる公平性、中立性、効率性、合理性の確保と事業の適切な実施の観点から、各事業について以下の問題があり、民営化は困難である。</p> <p>(1)民間研究促進業務及び基礎的研究業務については、</p> <p>研究成果を行政に生かし、農林水産行政からのニーズを研究に生かすというように、農林水産行政と一体となって実施していくことが最も効率的・効果的であること</p> <p>民間や大学への資金供給を主な内容としており、民間研究の促進、産学官の研究資源の有効活用という観点に立った、公平かつ中立な業務の実施が特に必要であること</p> <p>特に基礎的研究業務については、成果が直ちに実用化に結びつくものではないものの、農林水産業・食品産業の様々な場面で利用可能な成果など後世代に広く利益をもたらす成果を生じ得るものであることから、短期的な事業の収益性の観点を超えてその実施を確保することが必要であること</p> <p>(2)農業機械化促進業務については、</p> <p>例えば、機械化が遅れている野菜・果樹分野の構造改革等を推進する上で農業機械の研究開発は緊急の課題であるが、リスクが大きい一方でマーケットサイズが小さく、収益性等の面からメーカーによる自主的開発が困難なものであるため、これを民営化した場合には採算性を確保しつつ継続実施することが困難であること</p> <p>検査鑑定については、単なる品質検査ではなく、検査を通じてメーカーに対して優良かつ安全な農業機械の開発改良の指針を与えるという指導的役割をもつ検査であり、かつ、その実施に当たって公平性、中立性の確保が求められるが、これを民営化した場合には、現在と同等の位置付けを保ち続けながら検査を実施していくことが困難であること</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産分野の構造改革に資する民間の研究開発を、中長期的に促進する資金を安定的に確保すること ・機構の実施している業務は、産学官の橋渡し、民間支援の面で共通の知見が必要であり、業務が相互に補完して初めて現場や国民ニーズに直結した実用的な技術開発等が可能となることから、引き続き一体的に実施すること <p>のような条件を満たすことを前提に、特殊法人等以外の組織形態を検討する。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>海洋水産資源開発センターについては、次のとおり、より効率的な事業実施の観点から、事業の徹底的な見直しを行う。 費用対効果分析の実施を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る 海洋水産資源開発センターに対してできる限り具体的な目標を設定し、センターの責務を明確にすることを検討 事業の設定、実施体制の決定、事業終了後の成果について、厳格な外部評価を求め、評価結果を事業へ反映させる。また、事業成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供を行う。</p> <p>水産物は、我が国の食生活における良質な蛋白質の供給源であり、将来にわたって、合理的な価格で安定的に供給がなされる必要があるが、世界の水産物の需給及び貿易は、過剰漁獲等による資源状態の悪化等の理由により不安定な要素を強めており、水産物の安定的な供給を図るためには、資源水準の回復と漁場の維持・開発、持続的な利用体制の構築が急務となっている。</p> <p>このため、漁獲可能量の制限、減船、休漁等を始めとした資源回復対策を実施するとともに、優良漁場の効率的なアクセスの確保、高コスト体質を改善するための抜本的な操業方式の見直しによる漁業の構造改革を行う必要がある。</p> <p>海洋水産資源開発センターにおいては、 エルニーニョ等の大規模海洋変動に対応した漁場形成パターンの解明による漁場確保、漁場の拡大 付加価値の高い漁場の探査 混獲回避手法の導入による環境と調和した漁業の実現 漁船の小型化、船団構成の簡素化等低コスト化のための新たな漁業生産方式の確立 等の事業を実施しているが、これらの事業は、水産資源の合理的利用、公海等国际漁場における我が国漁業の漁場の維持・開発、我が国周辺水域における水産資源の持続的利用等を図るための新たな操業方式の確立に資するものであり、我が国水産業の健全な発展にとって必要不可欠なことから、事業の純粋な廃止は適当ではない。</p> <p>また、こうした事業は、 漁獲物の販売条件を含め、実際の漁業に即した洋上調査を効率的に実施し得る組織体制の下、緻密な科学的データ収集力を含む調査ノウハウが必要であること 漁業資源の賦存状況等について情報が乏しい海域において、未導入の技術を適用し、新しい操業システムを応用する等の厳しい条件の下で、トライ・アンド・エラーを繰り返しつつ企業化試験開発を行うという、多大なリスクを伴う実証的調査を行うものであること 事業運営を漁獲物の販売収入に依存することは困難であり、収入が見込めない中で一定期間調査を実施する必要があること と 特定の者の利益に偏らず、公的な観点から実施する必要があること 等の理由により、地方公共団体又は民間法人への移管は適当ではない。また、国への移管については、本センターと同等の事務処理能力を備えた組織・機関の新たな設置、漁獲物収入を取り扱う新たな特別会計の創設が必要となり、行政の肥大化を招くことから困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、海洋水産資源開発センターについては、政策的必要性の下、公共性の高い、非営利・非収益の事業を実施しており、事業に求められる公平性、中立性、効率性、合理性の確保と事業の適切な実施の観点から、民営化は困難である。</p> <p>ただし、政策的必要性の下、一定の公的助成の確保など事業が適切に行われるための措置を講ずることを前提とした上で、認可法人以外の組織形態を検討する。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>地方競馬全国協会については、次のとおり、行政改革推進事務局の指摘を踏まえ、事業の徹底的な見直しを行う。 補助金交付事業については、国の政策全体の状況等その他時々的情勢を踏まえつつ、国、他の法人等との役割分担を一層明確化 地方競馬関係事業については、積極的に管理経費を削減</p> <p>地方競馬全国協会は、競馬法で刑法の富くじ発売等の違法性を特別に阻却された主催者（地方公共団体）の競馬の開催によって得られた売上げの一部を交付金として受け入れ、競馬事業を実施していない他の自治体に対する社会還元として、交付金を原資とした補助金交付事業を実施するとともに、地方競馬の全国的な公正確保のために、馬主及び馬の登録、調教師及び騎手の免許、調教師及び騎手の養成・訓練、開催執務委員の養成・訓練、開催競馬場への専門職の派遣・あっせんを行っている。</p> <p>これらの事業を純粋に廃止することは、各主催者が独自にこれらの事業を行う必要から、新たな経費を要することとなり、地方財政に少なからず影響を与えること、地方競馬の全国統一的な公正性の確保が困難となること等が想定されることから、困難である。</p> <p>また、これらの事業は、刑法の違法性を阻却された主催者が地方競馬を開催することによる売上げの一部をもって行われ、当協会は自治体間の財源調整機能を有していることから、地方公共団体又は民間企業への移管は困難である。 なお、国への移管については、協会の財源が地方財政から拠出されていること、本協会と同等の事務処理能力を備えた組織・機関を新たに設けることは行政の肥大化を招くことから、困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、地方競馬全国協会については、政策的必要性の下、公共性の高い、非営利・非収益の事業を実施しており、事業に求められる公平性、中立性、効率性、合理性の確保と事業の適切な実施の観点から、民営化は困難である。</p> <p>ただし、今後、地方競馬のあり方の検討の中で、全国統一的な公正性及び中立性が求められる業務の実施の確保、主催者である地方公共団体からの交付金の受入等のような条件を満たすことを前提に、特殊法人以外の組織形態を併せて検討する。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>野菜供給安定基金の事業については、次のとおり、行政改革推進事務局の指摘を踏まえ、一部事業の廃止を含め、事業の徹底的な見直しを行う。 野菜売買保管等事業については、廃止 保管施設については、廃止 14年度の基金造成に係る国費分について、国庫債務負担行為の割合を従来の4分の1から2分の1に拡大</p> <p>なお、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（以下「指定野菜事業等」）については、近年、輸入野菜の急増等に伴い、野菜農家の経営が厳しさを増している状況の中で、国内の構造改革を進めつつ、国際的な競争にも対抗できる産地を確立していくためには、野菜政策の根幹をなす指定野菜事業等の拡充強化を図ることが不可欠であることから、事業の純粋な廃止は困難である。</p> <p>また、指定野菜事業等を実施するに当たっては、個々の卸売会社の秘密に属するものも含め、膨大なデータを迅速に処理するための詳細・煩雑な事務を通じて、全国一元的に公正・中立な運営・管理を行うことが求められるが、これを国への移管を含め他の運営主体に移管することとした場合、受け皿として、本基金と同様の事務処理能力や公正性・中立性を備えた全国規模の組織・機関が必要となり、地方公共団体又は民間企業への移管は適当ではない。また、国への移管の場合については、さらに新たな特別会計の創設が必要となると考えられ、行政の肥大化を招くことから困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、野菜供給安定基金については、政策的必要性の下、公共性の高い、非営利・非収益の事業を実施しており、事業に求められる公平性、中立性、効率性、合理性の確保と事業の適切な実施の観点から、以下の問題があり、民営化は困難である。 野菜の生産の安定と消費者への出荷の安定の双方を目的とし、生産者及び消費者の立場のいずれにも偏らない中立的な事業運営を確保することが困難になること 国・道府県の補助金及び生産者の負担金により造成された資金について厳正な管理が求められること等から、国による毎年度の予算認可等を通じて適正な実施を確保することが困難になること</p> <p>しかしながら、今後、国内野菜生産の構造改革を図る観点からの野菜政策の検討の中で、本基金の行う野菜価格安定制度が、国・道府県の補助金及び生産者の負担金を原資とする基金により運営されるものであり、資金管理が厳正に行われること、急激な価格変動等に対応し、迅速かつ的確な業務運営が行われること等のような条件を満たすことを前提に、特殊法人等以外の組織形態を併せて検討する。</p>

廃止の可否

農畜産業振興事業団の事業については、次のとおり、行政改革推進事務局の指摘を踏まえ、一部事業の廃止を含め、事業の徹底的な見直しを行う。

乳製品の委託生産のあっせん、生系の短期保管、需要増進、乳業者等に係る債務保証及び畜産団体に対する出資の各事業等については、廃止又は他機関への移管

畜産振興・蚕糸業振興の助成等については、国や他の法人等との間の役割区分を一層明確化
各事業等について、費用対効果の分析・公表、更なる評価の適正化、一層の情報公開等を実施

なお、このように事業の徹底的な見直しを行った上で当事業団の事業の廃止の可否について検討すれば次のとおりである。

(1) 畜産物・生系・砂糖価格安定（指定食肉売買、加工原料乳生産者補給交付金、肉用子牛生産者補給交付金等、生系輸入・売渡（価格高騰時）及び国内産糖交付金）

下記に掲げる各事業等については、それぞれにおいて述べる理由により、これを純粋に廃止することは困難である。

指定食肉売買については、生産者の自助努力による価格回復が十分に効果を発揮しない場合に、事業団自らが市場に介入して価格回復を図るものであり、これを廃止した場合、食肉の価格安定の最後の切り札としての機能が失われること。

加工原料乳生産者補給金については、我が国全体の生乳供給バランスを確保する等の観点から、取引条件の不利な加工原料乳の不利性の補正等を行うために必要不可欠のものであり、これを廃止した場合、我が国全体の生乳供給バランスが大きく崩れ、安定的な生乳の再生産の確保が困難になること。

肉用子牛生産者補給交付金等については、牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格に及ぼす影響に対処するものであり、これを廃止した場合、肉用子牛と肉用牛の安定的な再生産の確保に支障が生じること。

生系輸入・売渡（価格高騰時）については、国家貿易機関としてWTO協定を履行するための事業であるとともに、価格高騰時における迅速かつ適切な輸入、売渡しを機動的に実施するものであり、これを廃止した場合、これらの機能が果たせなくなる上、蚕糸業・絹業を含め地域経済に大きな打撃を与えることになること。

国内産糖交付金に関しては、砂糖の内外価格差が存在する中で、今後とも、輸入糖等と国内産糖との価格調整を図る仕組が不可欠となっており、この仕組を廃止した場合、砂糖の原料となるてん菜・さとうきびの生産者及びそれらを製糖する国内産糖製造事業者の経営に大きな打撃を与え、地域経済に多大な影響を及ぼすこととなること。

また、上記の各事業等は我が国農業政策の基幹的部分をなすものであり、高度の公共性を持つものである。これらの事業等を実施するに当たっては、諸情勢の変化等に機動的に対応しつつ、膨大な量の情報・データを迅速に処理すること等を通じて、全国一元的に公正・中立な運営・管理を行うことが求められるため、地方公共団体又は民間企業への移管は適当ではない。また、これらの事業等の国への移管については、受け皿として、本事業団と同等の事務処理能力等を備えた組織・機関及び特別会計を新たに設けることが必要となり、行政の肥大化を招くことから困難である。

<p>廃止の可否</p>	<p>(2) 畜産振興・蚕糸業振興の助成等 助成事業については、諸情勢の急激な変化等に適時適切に対応しつつ、生産性の向上、流通・加工の合理化、需要の拡大等様々な事業を総合的に展開することにより、消費者への安心・安全な農畜産物の安定的供給を通じて、我が国農畜産業及び関連産業の健全な発展に大きく貢献しており、国の政策の重要な一翼を担っている。これを廃止した場合、我が国農政上の重要な政策手段を失うこととなるため、これを純粋に廃止することは困難である。</p> <p>また、助成事業は、本事業団が有する事業実施上の優れた機動性・弾力性に着目して行われているものであること、国の施策を補完するものであり、これと一体性を確保することが必要であること、国の交付金等を財源とするものであり、厳格な公正性・中立性が求められること等の特質を有している。本事業を移管する場合、受け皿として、本事業団と同等の事務処理能力や公正性・中立性を備えた組織・機関を新たに設けることが必要となり、行政改革の趣旨に逆行することにもなりかねないため困難である。(国への移管の場合には、新たな特別会計の創設も必要となると考えられる。)</p> <p>(3) その他 なお、上記のほかに、本事業団は、W T O協定上の国家貿易機関として指定乳製品の輸入・売渡事業を行っている。これについては、国家貿易として行う以上、移管する場合、移管先としては国が考えられるが、その際、新たな特別会計を創設するとともに、本事業団と同等程度の事務処理能力等を備えた組織・機関を新たに設けることが必要であり、行政の肥大化を招くことから困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、農畜産業振興事業団については、政策的必要性の下、公益性の高い、非営利・非収益の事業を実施し、公共的性格を有することにかんがみ、事業に求められる公平性、中立性、効率性、合理性の確保と事業の適切な実施の観点から、民営化は困難である。</p> <p>なお、生系及び指定乳製品の輸入・売渡は、W T O協定上の国家貿易機関として位置づけられた業務であり、民営化とは両立し得ない。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>農林漁業金融公庫の事業については、次のとおり、行政改革推進事務局の指摘を踏まえ、事業の徹底的な見直しを行う。 農林漁業者に対する融資について、民間金融機関の融資に利子助成する近代化資金も積極的に活用しつつ、民間金融機関で対応できないものを公庫が対応するという方針を徹底するため、民間金融機関と公庫との適切な分担・連携関係を構築するとともに、 食品産業に対する融資について、国内農林漁業の振興に資するような条件（国産原料の使用等）を付し、民間金融機関で対応し難いものについて融資を行う</p> <p>なお、農林漁業金融公庫は、 農林漁業の生産力の維持増進や食料の安定供給の確保を図るため、農林漁業及びこれと密接に関連する食品産業に対し、民間金融機関では対応が困難な長期低利の資金を供給することを目的としているが、 一方、農林漁業は、国民生活の必需物資として需要が伸びない、自然条件の制約を受けるといった特徴を有し、収益性が低く、投下資本の回収に長期を要する等の特性があるため、農協等の民間金融機関では対応しがたい部分（超長期のもの、担保等が十分でないもの等）が確実に存在しており、農林漁業金融公庫の融資は必要不可欠であることから、今後とも、農協等の民間金融機関との分担・連携の強化を図りながら農林漁業金融公庫の融資業務は維持していく必要があり、事業の純粋な廃止は困難である。</p> <p>また、移管の可能性については、 農林漁業金融公庫は、もともと民間金融機関で対応しがたいものを融資しており、 農林漁業金融公庫の融資は、国の農林水産政策に対応したものであること 等から、地方公共団体又は民間企業への移管は適当ではない。また、国への移管には新たな人員増等の措置が必要であり行政の肥大化を招くことから困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、農林漁業金融公庫については、高い政策的必要性の下、公共性の高い、非営利の事業を実施していることにかんがみ、民営化については、事業に求められる公正性、中立性の確保と事業の適切な実施を確保する上で、以下のような問題があることから困難である。 業務の政策的性が高く、公的出資を必要とするが、国の出資規模（約3,100億円）からみて、国に代わる出資の引き受け手を見出しがたいこと。 民間金融機関では対応できない長期・低利の政策融資を行うための貸付原資や国からの補給金が確保しがたいこと。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>農林漁業信用基金の事業については、行政改革推進事務局の指摘を踏まえ、保証保険については、その採算状況等を踏まえて必要な場合には収支の改善策を適切に講じるといった事業の徹底的な見直しを行う。</p> <p>なお、農林漁業信用保証保険制度は、農林漁業の特性から農林漁業者の信用力が十分でないことを踏まえ、その信用力を補完し、農林漁業者に対して農林漁業振興に必要な資金を円滑に供給するための制度的インフラであり、今後とも政策的に必要であり、事業を純粹に廃止することは困難である。</p> <p>また、移管の可能性については、 農林漁業保証保険制度は、農林漁業者に対して農林漁業振興に必要な資金を円滑に供給するため、政策性が高く、 特に、農林漁業信用基金の担う保険制度は、各都道府県の農・漁業信用基金協会の保証業務のリスク分散のためのものであること 等から地方公共団体又は民間企業への移管は適当ではない。また、国への移管には、新たな人員増等の措置が必要であり行政の肥大化を招くことから困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、農林漁業信用基金については、高い政策的必要性の下、公共性の高い、非営利の事業を実施しており、民営化については、事業に求められる公平性、中立性の確保と事業の適切な実施を確保する上で、以下のような問題があることから、困難である。 業務の政策性が高く、公的出資を必要とするが、国の出資規模（約2千億円）からみて、国に代わる出資の引き受け手を見出しがたいこと。 政策性の高い保証保険業務を行うための保証保険の財源基盤が確保しがたいこと。特に、資金面での国の十分な支援が得がたいこと。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>農水産業協同組合貯金保険機構については、次のとおり、行政改革推進事務局の指摘を踏まえ、事業の徹底的な見直しを行う。 農漁協系統金融のセーフティネットとして、業務を適切に実施していくこととしている また、一般金融機関のセーフティネットである預金保険機構の見直しが行われる場合には、それに合わせて、業務及び組織の在り方について見直しを行う</p> <p>なお、貯金保険制度は、一般金融機関の預金保険制度と同様の農漁協系統金融機関のセーフティネットとして、保険料の徴収・積立て、破綻の場合の保険料の支払い又は救済機関への資金援助等を行うものであり、来年4月からのペイオフ解禁など金融情勢が変化する中で、貯金者の保護と信用秩序の維持を図るために必要不可欠であり、事業の純粋な廃止は困難である。</p> <p>また、移管の可能性については、貯金者の保護と信用秩序の維持を適切に図るためには、いかなる金融危機に際しても有効に機能し得るセーフティネットの存在が前提であり、このためには、国の信用力を背景とした公的な仕組みとすることが必要不可欠であること等から、地方公共団体又は民間企業への移管は適当でない。また、国への移管には新たな人員増等の措置が必要であり、行政の肥大化を招くことから困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、農水産業協同組合貯金保険機構については、高い政策的必要性の下、公共性の高い、非営利の事業を実施しており、民営化については、いかなる金融危機に際してもセーフティネットとして有効に機能し得るような仕組みとしたいこと、特に、最終的に国の信用力を背景とした仕組みとしたいことから困難である。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>日本中央競馬会においては、これまでも、競馬の開催等の事業を一体的、かつ、効果的に実施すること等により売上げを拡大するなど、事業運営の一層の効率化等にも努めてきたところであるが、行政改革推進事務局の指摘を踏まえ、次のとおり事業の徹底的な見直しを行う。</p> <p>補助金交付事業について、国の政策全体の状況等その他時々的情勢を踏まえつつ、国、他の法人等との役割分担を一層明確化。また、一層の情報公開の推進と合理化・効率化に努力</p> <p>中央競馬関係事業について、積極的に管理経費・競走事業費を削減</p> <p>なお、日本中央競馬会は、刑法の特例により競馬を開催し、競走馬の育成、競馬・畜産の振興等に関する事業等を通じて、畜産の振興を図りつつ国民に健全な娯楽を提供するとともに、売上げの一部を国庫に納付することにより国家財政にも大きく寄与しており、これを純粋に廃止することは、国民にとって大きな娯楽のひとつが失われることとなるばかりでなく、国家財政にとっても大きな打撃となるため困難である。(国庫納付金は、畜産振興及び社会福祉のための事業に充てられている。)</p> <p>また、日本中央競馬会が行っている事業等の他の運営主体への移管については、国家財政への寄与の観点から、地方公共団体又は民間企業への移管は困難である。また、国への移管については、本会と同等の事務処理能力等に加え、経営の弾力性を備えた組織・機関を新たに設けることが必要となり、行政の肥大化を招くことから困難である。</p> <p>【参考】</p> <table data-bbox="510 815 1861 911"><tr><td>国からの出資金</td><td>約 4 9 億円 (昭和 2 9 年設立時)</td></tr><tr><td>国からの補助金等</td><td>なし (独立採算)</td></tr><tr><td>国への納付金</td><td>約 3 , 5 8 8 億円 (平成 1 2 年度単年度。平成 1 2 年度までの累計は約 8 兆円)</td></tr></table>	国からの出資金	約 4 9 億円 (昭和 2 9 年設立時)	国からの補助金等	なし (独立採算)	国への納付金	約 3 , 5 8 8 億円 (平成 1 2 年度単年度。平成 1 2 年度までの累計は約 8 兆円)
国からの出資金	約 4 9 億円 (昭和 2 9 年設立時)						
国からの補助金等	なし (独立採算)						
国への納付金	約 3 , 5 8 8 億円 (平成 1 2 年度単年度。平成 1 2 年度までの累計は約 8 兆円)						
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、日本中央競馬会については、政策的必要性の下、公共性の高い、非営利の事業を実施しており、事業に求められる公正性、公平性、中立性、効率性、合理性の確保と事業の適切な実施の観点から、民営化は困難である。</p>						

<p>廃止の可否</p>	<p>農業者年金基金の事業については、行政改革推進事務局の指摘を踏まえ、保険料の運用結果に基づき年金額が確定する積立方式を採用し、安全かつ効率的な資金運用が課題であるため、資金運用体制の整備を行うとともに、新制度の普及・定着を図りつつ、旧制度に基づく年金給付の漸減など業務の実態に応じた体制の合理化・効率化を図る等事業の徹底的な見直しを行う。</p> <p>なお、農業者年金制度については、本年の通常国会において、抜本的な法律改正を行ったところである。14年1月からの新制度は、食料・農業・農村基本法に即し、担い手の確保という農政上の要請から新設された「公的政策年金」であり、事業の純粋な廃止は困難である。また、旧制度についても、年金受給権、受給期待権の保護のため事業の純粋な廃止は困難である。</p> <p>また、農業者年金制度は、農業者年金基金法に基づく「公的政策年金」であり、年金給付の財源として、農政上の要件の下で、一定の国庫補助を伴うものであること、担い手確保という農政上の目的に即した制度運用を図る必要があることから、地方公共団体又は民間企業への移管は困難である。また、国への移管については、本基金と同等の事務処理能力や公正性・中立性を備えた組織・機関を新たに設けることが必要となり、また、新たな特別会計の創設が必要となるため、行政の肥大化を招くことから困難である。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>上記のような事業の徹底的な見直しを行うこととした上で民営化の可否について検討すると、農業者年金基金については、農政上の政策的必要性の下、「公的政策年金」という、公益性の高い、非営利・非収益の事業を実施しており、国民の年金制度への信頼性の確保、事業に求められる公平性、中立性の確保と制度の目的に沿った事業の適切な実施の観点から、民営化は困難である。</p>